

# 公益社団法人 大阪交響楽団

## 定款

2018年6月26日制定

本書は公益社団法人大阪交響楽団の現行定款に相違ありません。

2018年11月1日

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪交響楽団と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、交響楽その他の音楽の普及発達を図り、わが国における音楽芸術の向上発展に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 交響楽演奏会等の開催
  2. 交響楽等の演奏
  3. 音楽家の育成
  4. 青少年に対する音楽普及
  5. 交響楽に関する研究調査
  6. 交響楽に関する国際交流
  7. 機関誌及び音楽に関する出版物の刊行
  8. その他目的を達成するために必要な事業
- ② 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

- 第5条 この法人は、次の各号のいずれかに該当する個人、法人又は団体を会員とする。
1. 個人協賛会員 この法人の趣旨に賛同し、後援するために入会した個人
  2. 法人協賛会員 この法人の趣旨に賛同し、後援するために入会した法人又は団体
  3. 正会員 この法人の運営に関わることを表明し理事会の承認を得た個人協賛会員又は法人協賛会員
  4. 名誉協賛会員 この法人に功労があった個人協賛会員又は法人協賛会員で社員総会において推薦された者
- ② 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- ③ 前項の規定にかかわらず、理事長は、演奏会の頒布活動などのために必要に応じて会員制度を設けることができる。ただし、当該会員制度における会員は、この定款における会員とは明確に区別し、必要な事項を別に定めるものとする。

### (会員の資格の取得)

- 第6条 この法人の個人協賛会員になろうとする個人、又は、この法人の法人協賛会員になろうとする法人若しくは団体は、社員総会において別に定めるところにより申込をしなければならない。
- ② この法人の正会員になろうとする者は、社員総会において別に定めるところにより申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、正会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退社)

- 第8条 会員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

② 個人協賛会員及び法人協賛会員（正会員を除く）は、社員総会において別に定めるところにより理事会の決議によって除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払義務を二年以上履行しなかったとき
2. 総正会員が同意したとき
3. 当該正会員が死亡し、又は解散したとき

② 前2条の場合のほか、個人協賛会員及び法人協賛会員（正会員を除く）は、社員総会において別に定めるところにより、その資格を喪失する。

### 第3章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 正会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- ② 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、社員総会において理事の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
1. 正会員の除名
  2. 監事の解任
  3. 定款の変更
  4. 解散
  5. その他法令で定められた事項
- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 議事録作成者及び出席した理事長、副理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 5 名以上 50 名以内

2. 監事 1 名以上 2 名以内

② 理事のうち 1 名を理事長とする。

③ 理事長以外の理事のうち、2 名を副理事長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とすることができる。

④ 第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

② 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

③ 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

② 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

③ 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- ② この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

### (構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- ② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第30条 理事会の議長は、理事会において理事の中から選出する。

### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。



## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
  2. 事業報告の附属明細書
  3. 貸借対照表
  4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
  5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  6. 財産目録
- ② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- ③ 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
1. 監査報告
  2. 理事及び監事の名簿
  3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 36 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 38 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

② この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大阪府河内長野市桐ヶ丘13番14号

敷 島 鉄 雄

大阪府羽曳野市学園前四丁目6番2号

野 口 伸 広

大阪府三島郡島本町青葉三丁目12番5-302号

村 瀬 司

大阪府河内長野市美加の台二丁目21番7号

末 原 諭 宜

(定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。